

次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要領の制定について

25生産第3016号
平成26年2月6日
農林水産省生産局長通知

改正 平成26年4月1日 25生産第3382号

最終改正 平成27年4月9日 26生産第3368号

次世代施設園芸導入加速化支援事業については、先に次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第3014号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第3016号農林水産省生産局長通知）を別紙のとおり一部改正したので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

(別紙1)

次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要領

(拠点整備事業)

第1 事業の対象

次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱別表の事業の種類の欄ⅠからⅢまでの事業（以下「拠点整備事業」という。）の対象は、化石燃料依存からの脱却、高度な環境制御技術による周年・計画生産や、施設集約によるコスト低減を行い、所得向上と地域の雇用創出に繋げる取組であって、施設園芸の発展に資する取組とする。

第2 次世代施設園芸コンソーシアムの設置

1 拠点整備事業全体を取りまとめる次世代施設園芸コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 構成員は、次世代施設園芸導入加速化支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）別表の次世代施設園芸コンソーシアムの構成員欄に掲げる者とし、このうち、民間事業者、園芸作物の生産者、都道府県は必須の構成員とする。なお、生産者とは農業者に限らず、民間事業者が施設の整備を行い、生産を担う場合は、生産者とみなすことができるものとする。

(2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を明らかにしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

名称、住所、目的、実施期間、体制、代表者、補助金等財産管理及び執行体制、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法、事務局の所在地等

(3) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) コンソーシアムに運営を行うための事務局を置くこと。

2 拠点整備事業を構成する要綱別表の事業の種類欄ⅠからⅢの各取組を行う者（以下「取組主体」という。）は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有するコンソーシアム又はコンソーシアム構成員とする。

3 コンソーシアムは、構成員として必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

4 都道府県は、事業が円滑に運営されるようコンソーシアム全体の調整役を行うものとする。

第3 事業の成果目標等

要綱第2の生産局長が別に定める成果目標は、以下のとおりとする。

1 成果目標

整備地区において、地域資源を活用したエネルギーの利用により温室の加温に係る

化石燃料使用量を5年間で概ね3割削減するとともに、地域の所得向上や雇用創出を実現することとする。なお、整備地区における現状の化石燃料使用量とは、整備地区における過去の実績又は平均的な値とする。

2 審査基準

コンソーシアムは、1の成果目標に加え、別表1に掲げる審査基準ごとに目標を設定するものとする。

3 目標年度

原則として事業実施年度から5年後とする。

ただし、事業を複数年度で行う場合は、事業開始年度から5年後とする。

第4 事業の対象地域及び対象品目

1 対象地域

本事業の主たる受益地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に規定する生産緑地地区の他、長期にわたり安定して営農が継続されることが確実と見込まれ、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、上記の区域以外も主たる受益地とすることができる。

2 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、花き及び果樹とする。

第5 採択要件

採択要件は、以下に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- 1 第3の1の成果目標の基準を満たしていること。
- 2 別表1に掲げる審査基準の設定が適切に行われていること。
- 3 別記1から3までに定める補助対象の基準を満たしていること。
- 4 地域資源エネルギーについて、都道府県がその安定供給が維持されるよう必要な措置を講じること。

第6 事業の実施基準

- 1 事業の実施に当たっては、自己資金又は他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならない。また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。
- 3 施設の整備については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備するいわゆる更新は、補助の対象外とするものとする。
- 4 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、コンソーシアム内で十分協

議し、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

5 本事業で整備する拠点施設の一部として、既存施設を位置づける場合に当たっては、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 第7の1に定める拠点整備事業実施計画に位置づけている拠点と隣接し、当該既存施設を運営する者がコンソーシアムの構成員であること。

(2) 当該既存施設が園芸施設である場合は、別記1の第2の3(2)に準ずる高度環境制御可能なものであること。

(3) 既存施設を含めて、成果目標を達成すること。

6 本事業は全国モデルとなる取組であることから、コンソーシアムは、当該取組について、他の生産者等からの視察の申入れを受け入れるよう努めるものとする。

また、取組内容について、自己のホームページへの掲載、取組に関するパンフレット等の広告資料の作成等により、当該取組の波及に努めるものとする。

7 施設の整備に伴う用地の買収又は賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。

8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

第7 事業実施計画等

1 拠点整備事業実施計画の作成

(1) 要綱第4の1の(1)の生産局長が別に定めるコンソーシアム全体で取り組む事業実施計画（以下「拠点整備事業実施計画」という。）とは、事業の実施に当たり、拠点整備事業全体の取組に関する計画であり、作成に当たっては、別紙様式第1号から第4号により別記1から3の取組計画ごとに作成した上で、別紙様式第5号により取りまとめ、作成するものとする。

(2) 要綱第4の3に定める重要な変更は次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施地区の変更

ウ 事業実施主体又は取組主体の変更

エ 事業実施主体又は取組主体における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減

オ 成果目標の変更

2 費用対効果分析

要綱第5の費用対効果分析は、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長連名通知。以下「費用対効果分析通知」という。）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

3 実施手続

要綱第4の1の(1)の拠点整備事業実施計画の提出は、都道府県知事を経由して

地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局局長をいう。以下同じ。）へ提出するものとする。なお、事業を複数年度で実施する場合において、事業開始年度の拠点整備事業実施計画から変更があつた場合は、拠点整備事業実施計画を地方農政局長等が指定する日までに提出するものとする。

4 拠点整備事業実施計画の精査の基準

要綱第4の2の（1）の地方農政局長等が行う拠点整備事業実施計画の内容の確認・精査は、以下の基準により行うものとする。

（1）拠点整備事業実施計画が第5の採択要件に基づき適切に設定されていること。

（2）補助対象事業の総合的な実施が、拠点整備事業実施計画の成果目標の実現に資すると認められること。

5 拠点整備事業実施計画の承認

要綱第4の2の（2）により生産局長が行う補助金の補助対象となる拠点整備事業実施計画承認は、2の費用対効果分析の内容や第5の採択要件を総合的に判断し、当該年度の予算の範囲内で補助対象となる拠点整備事業実施計画の承認を行うものとする。ただし、前年度に実施した地区が継続して行う事業については、優先的に承認を行うことができるものとする。承認を行った生産局長は、その旨を速やかに地方農政局長等を経由して都道府県知事に通知するものとし、通知を受けた都道府県知事は、コンソーシアムに対し拠点整備事業実施計画を承認するものとする。

6 事業の実施期間

要綱第4の4の（1）及び（2）の生産局長が別に定める場合とは、社会情勢の変化や災害等不測の事態等の発生があつた場合とし、拠点整備事業については、都道府県知事が地方農政局長等（生産局長を除く。）を通じて生産局長と協議を行った上で、全国推進事業については、事業実施主体が生産局長と協議を行った上で、事業実施期間を延長することができるものとする。

7 事業の着工等

（1）本事業の着工又は着手（以下「着工等」という。）は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業の着工等を行う場合は、コンソーシアムは、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工（着手）届を別紙様式第6号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

（2）（1）のただし書により交付決定前に事業に着工等する場合にあつては、コンソーシアムは、事業について、事業の内容が明確となつてから、着工等するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（3）都道府県知事は、コンソーシアムから（1）の交付決定前着工（着手）届の提出があつた場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

（4）都道府県が自ら実施する事業について、交付決定前に事業に着工等する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、別紙様式第6号により交付決定前着工（着手）届を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第8 不用額の返還

国は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった時は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第9 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第7の1の生産局長が別に定める事業実施状況報告は、別紙様式第7号により事業実施年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、同年度の8月末までに、事業実施状況報告書の写しを送付するなどの方法により地方農政局長等に報告するものとする。なお、都道府県知事がコンソーシアムの成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合はコンソーシアムに対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。
- 2 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、1により報告のあった内容について、内容に不備が無いか確認した上で、生産局長に報告するものとする。
- 3 生産局長は、要綱第7の1及び2により報告のあった事業実施状況について、その内容を確認し、必要に応じて地方農政局長等及び都道府県知事を通じてコンソーシアムに対して指導を行うものとする。

第10 事業の評価

- 1 要綱第8の1のコンソーシアムの評価報告は、別紙様式第7号により目標年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別紙様式第8号により同年度9月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。なお、地方農政局長等は、報告のあった内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度の評価を行い、当該評価結果とあわせて生産局長へ報告するものとする。
- 2 要綱第8の3の生産局長が別に定める指導は、拠点整備事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に実施するものとし、地方農政局長等及び都道府県知事を通じて、コンソーシアムに対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 生産局長は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について地方農政局長等及び都道府県知事を通じてコンソーシアムに報告を求めることができるものとする。

第11 施設の効率的な運用に向けた指導

- 1 都道府県知事は、拠点整備事業において導入した施設について、施設等の利用率、作付率又は稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合、適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、コンソーシアムに対し、別紙様式第9号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

- 2 生産局長は、地方農政局長等を通じて、要綱第7の2又は要綱第8の2による報告があった場合は、1に準じ、都道府県知事に対して必要な指導その他の措置を行うものとする。

第12 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第3015号農林水産事務次官依命通知）第13に基づく地方農政局長等への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第13 不正行為等に対する措置

- 1 都道府県知事は、取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局等に報告するものとする。

第14 管理運営

1 管理運営

取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体及び施設等の管理を委託されている管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

第15 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化に

ついて」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第16 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第17 各取組ごとの実施方針及び留意事項

取組の実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記1から3に定めるところによるものとする。

第18 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

1 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、取組主体は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、取組主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する取組主体は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について（平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

取組の実施方針及び実施にあたっての留意事項

I 次世代施設園芸拠点の整備

第1 趣旨

次世代施設園芸拠点の整備（以下「拠点整備」という。）においては、大規模に集約された施設園芸拠点の形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点を整備する。また、高度な環境制御による周年・計画生産を行うとともに、多くの施設を集約してコスト削減に繋げて所得向上を実現し、地域の雇用を創出する。

このため、拠点整備においては、拠点の中核施設となる木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用するエネルギー供給施設、完全人工光型植物工場等を活用した種苗生産施設、高度な環境制御を行う温室、集出荷施設等の整備を支援するものとする。

第2 補助対象の基準

要綱別表の事業の種類の欄Ⅰの1から5までに掲げる施設等の補助対象の基準については、次のとおりとし、このうち1から4までの施設については次世代施設園芸拠点が備えるべき施設とする。

1 脱石油型エネルギー供給施設

- ・ 拠点内において、木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等、地域資源であり、かつ、非化石燃料である木質バイオマス等を利用し、温室へエネルギー（熱や電気）を供給するものをいう。電気を供給する場合にあつては、トリジェネレーションシステム又はコージェネレーションシステムとし、発電のみを行うものは対象外とする。なお、拠点内の木質バイオマス燃料の貯蔵施設その他の附帯施設も対象とする。
- ・ エネルギー源となる資源は、概ね全量を自県又は輸送コストを踏まえた上で採算の合う近隣県から調達するものとする。

2 種苗生産施設

- ・ 計画的な生産を行うために、健全な種苗を安定的に供給する機能を有するものとする。
- ・ 優良な農作物種苗の生産に必要なものとする。
- ・ 原則として、温度や光等の環境が高度に制御された完全人工光型植物工場等の導入を必須とし、必要に応じて二次育苗等を行う施設を整備する。
- ・ 優良種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、完全人工光型植物工場、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室等必要な附帯施設を整備することができるものとする。
- ・ 必要に応じて、加温装置、栽培用照明装置、複合環境制御装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、多目的

細霧冷房施設、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動灌水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置等、施設の高度環境制御に資するものを整備できるものとする。

3 園芸施設

大規模化によるコスト削減や雇用創出を図る観点から、次世代施設園芸拠点の高度に環境が制御された温室の栽培面積の下限は概ね3haとし、整備する施設等は次に掲げるものとし、必要に応じて附帯施設も整備できるものとする。

(1) 低コスト耐候性ハウス

- ・ 50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）に耐えることができる強度を有するもの（被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外すこと等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。
- ・ 必要に応じて、加温装置、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壤消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。
- ・ 当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。

(2) 高度環境制御栽培施設

- ・ 野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及び当該システムを収容する施設をいう。
- ・ 太陽光利用型の施設については、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）に耐えることができる強度を有するもの（被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外すこと等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものであって、必ず複合環境制御装置及び空調施設（暖房又は冷房装置等により1年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備）を装備するものとする。
- ・ 完全人工光型の施設については、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。
- ・ 完全人工光型の施設については、多額の費用を要することから、その事業費について、本事業で整備する栽培に係る園芸施設整備事業費の過半を超えない範囲で整備するものとする。

- ・ 必要に応じて、加温装置、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動灌水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。
- ・ 整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していることを要する。

(3) 省エネルギーモデル温室

- ・ 木質バイオマス等の地域資源エネルギーを利用した施設とし、地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換装置、加温装置、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥装置、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置、土壌消毒施設等を現地の実態等に応じて整備するものとする。
また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討した上で、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

4 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設

整備できる施設は次に掲げるものとし、必要に応じて附帯施設も整備できるものとする。

(1) 集出荷貯蔵施設

- ・ 農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。
- ・ 花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、コンテナ部分のみを交付対象とし、トラック本体は、交付の対象外とする。

(2) 農産物処理加工施設

- ・ 荷受及び貯蔵施設、選別・調製施設、搬送施設、計量施設、出荷及び包装施設、残さ等処理施設については、一体的に整備できるものとする。
- ・ 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整及び原料の安定確保のための生産体制の整備等を行い、これらの需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

5 拠点基盤整備

- ・ 拠点内の範囲に限り、土地の整地や物流に必要な路面整備、用排水に必要な施設整備、既存施設の撤去等を行えるものとする。
- ・ 市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。

第3 既存施設の活用

第2の1から4までの施設について、次の考え方により既存施設の活用を可能と

する。

(1) 脱石油型エネルギー供給施設

隣接する工場や再生可能エネルギーを利用した発電所等から供給される熱や電気の利用を可能とする。ただし、利用のためのコストが、現在の加温に要するコストを下回るものであり、長期にわたって安定的に供給されることが確実なものであることを要する。

(2) 種苗生産施設

地域で既に整備されている種苗生産施設の利用を可能とする。この場合、拠点に健全な種苗を安定的に供給するため、原則として、温度や光等の環境が高度に制御された完全人工光型植物工場等の機能を備えるものとする。

(3) 園芸施設

第2の3にある温室の栽培面積の下限面積について、既存の温室が隣接し、高度環境制御による栽培を行えるものである場合、既存の温室を含めた面積を次世代施設園芸拠点の栽培面積とすることができるものとする。

(4) 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設

既存の集出荷貯蔵施設及び農産物処理加工施設が、拠点に隣接し、効率的な集出荷機能を担える場合は、その利用を可能とする。

第4 取組主体、補助率

1 取組主体

拠点整備の取組主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有するコンソーシアム構成員のいずれかとする。ただし、コンソーシアムが法人格を有する場合はコンソーシアム自体が整備することができるものとする。

2 補助率

事業費の1/2以内とする。

第5 事業の実施基準

別紙1の第6に定めるほか、次のことについても留意するものとする。

1 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(2) 取組主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）に限るものとする。

(3) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であるものとする。

(4) 貸借契約は、書面によって行うこととする。なお、取組主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 2 拠点整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要することを踏まえ、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を精査し、経営として十分に成立しうる生産計画及び販売計画を策定すること。特に、販売計画に関しては、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定し、生産に係る収支計算を行うこと。
- 3 当該施設の導入に係る資金の調達が確実と見込まれること。

取組の実施方針及び実施にあたっての留意事項

Ⅱ 次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進

第 1 趣旨

次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進（以下「技術実証」という。）においては、生産コスト縮減のための技術実証や生産物の品質等を向上させる技術実証、未利用資源・エネルギーの活用に係る技術実証等の取組を支援するものとする。

第 2 補助対象

要綱別表の事業の種類の欄Ⅱの 1 から 4 までを実施する場合に必要な次に掲げるものを対象とし、効率的な技術実証を進めるため、独立行政法人、都道府県等の研究機関、普及指導機関と連携し、一層の実証成果の活用等に努めるものとする。

1 取組内容

技術実証については、以下の取組を行うことができるものとする。

- (1) 次世代施設園芸推進に必要な技術の実証及びその運営を推進するための検討会の開催
- (2) 市場調査及び先進地調査
- (3) 温室に係る機械施設のリース導入
- (4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

2 温室に係る機械施設のリース導入

- (1) 1 の (3) のリース導入の取組を行うため、下表に掲げる補助対象機械施設について、取組主体がリース契約（リース物件の賃貸に関する契約で、取組主体が導入する補助対象機械施設の貸借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）との間で締結するものをいう。以下同じ。）を締結する際のリース料の一部を補助する。

なお、補助の対象とする機械施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 4 年以上のものとし、施設の導入に伴う用地の買収又は賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。また、隣接し、次世代施設園芸拠点の一部として位置づけられる既存の温室を含めて実証する場合も対象とすることができるものとする。この場合の新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

補助対象機械施設

養液栽培装置、照明装置、換気装置、複合環境制御装置、局所温度制御装置、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、細霧冷房施設、除湿装置、自動炭酸ガス発生装置等の生産性向上、コスト削減、機能性向上、品質向上、周年安定生産等に資するもの

第3 取組主体、補助率

1 取組主体

技術実証の取組主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有するコンソーシアム又はコンソーシアム構成員とする。

2 補助率

定額とする。

リース料助成額については、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

リース物件価格には、リース導入に係る工事費等諸経費を含むことができる。

算式①：「リース料助成額」＝「リース物件価格（税抜き）」

算式②：「リース料助成額」＝

「リース物件価格（税抜き）」×（「リース期間」／「法定耐用年数」）

算式③：「リース料助成額」＝

「リース物件価格（税抜き）」－「残存価格（税抜き）」

この場合において、リース期間は、取組主体がリース物件を借り受ける日からリース事業者に返納するまでの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。また、リース料助成金は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

第4 事業の実施基準

別紙1の第6に定めるほか、次のことについても留意することとする。

1 第2の1の（1）の検討会の開催を必須とする。

2 補助対象経費は、本事業に直接要する別表2の経費及び第2の2に掲げた補助対象機械施設のリース料であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

第5 事業実施手続等

別紙1の第7の3に定めるほか、次によるものとする。

1 リース契約の条件

(1) 本事業の対象となるリース契約は、次に掲げる内容に合致するものに限るものとする。

(ア) リース料総額から補助金を差し引いた額によりリース料を支払うものであること。また、当該リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、リース導入計画の内容と同一であること。

(イ) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

(ウ) リース契約を締結するリース事業者の議決権又は出資に占める事業対象者の割合が半数未満であること。

(エ) リース事業者が債務超過でないこと。

(オ) 交付決定後に、取組主体は、リース事業者に機械施設を納入する事業者を、原則として一般競争入札等により選定した上で決定するものとする。また、リース事業者については、その議決権又は出資に占める取組主体の割合が半数未満であること。

(2) リース契約期間中にリース契約書の記載内容を変更した場合、取組主体は、都道府県知事に対してリース契約の変更を届け出るものとする。

2 補助金の支払

都道府県知事は、リース契約に基づき機械施設が取組主体に導入され、当該取組主体から補助金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第3の2により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく取組主体にリース料助成金を支払うものとする。ただし、取組主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

3 補助金の返還等

都道府県知事は、取組主体に交付したリース導入に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は取組主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械施設が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

別記 3

取組の実施方針及び実施にあたっての留意事項

Ⅲ 次世代施設園芸推進に必要な環境整備の推進

第 1 趣旨

次世代施設園芸推進に必要な環境整備の推進（以下「環境整備」という。）においては、民間企業や生産者をはじめ、地方自治体や研究機関等が構成員となるコンソーシアムにおける運営方針等の協議、異業種連携や直接流通等の差別化販売のためのマッチング等の取組を支援するものとする。

第 2 補助対象

要綱別表事業の種類欄のⅢの 1 から 3 までを実施する場合に必要な次に掲げるものを対象とする。

- (1) 次世代施設園芸コンソーシアムの運営検討会の開催
- (2) 異業種連携のための取組
- (3) 直接流通等、有利販売に繋げるための差別化や実需者とのマッチングの取組
- (4) 消費者及び実需者ニーズの把握
- (5) 消費者及び実需者評価調査
- (6) 整備拠点における障害者雇用等の創出に繋げる取組
- (7) 全国のモデル拠点として、次世代施設園芸拠点における取組やその成果を広く周知する取組
- (8) 拠点の損益分析等、経営診断を行う取組
- (9) その他、事業の目的を達成するために必要な取組

なお、販売促進のための P R 活動として、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等は補助対象としない。

第 3 取組主体、補助率

1 取組主体

環境整備の取組主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有するコンソーシアム又はコンソーシアム構成員のいずれかとする。

2 補助率

定額とする。

第 4 事業の実施基準

別紙 1 の第 6 に定めるほか、次のことについても留意するものとする。

- 1 補助対象経費は、直接要する別表 2 の経費であって対象として明確に区分できるので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- 2 海外に向けた販路拡大に係る取組を行う場合、取組主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行うことができるものとする。この場合、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれる場合に限り、実施するものとする。

別表 1

審査基準

採択については、費用対効果分析の結果とともに、次の項目で総合的に審査して決定する。

【全体評価】

- 1 拠点経営収支計画の目標（拠点運営の自立までの道筋）
- 2 エネルギー供給の安定的な確保のための取組
- 3 技術の先進性・モデル性
- 4 拠点の地域への波及効果

【数値評価】

5	整備地区において、地域資源を活用したエネルギーの利用による温室の加温に係る化石燃料削減量
	90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B 50%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C
6	整備地区内の温室の栽培面積
	8 ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A 4 ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B 4 ha未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C
7	整備地区内の拠点における地域雇用（常雇い）の創出
	50人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A 25人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B 25人未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C
8	整備地区内の温室生産に係る光熱動力費の削減率（単位面積又は単位収量あたり）
	50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B 25%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C
9	整備地区内の全出荷量に占める契約取引の割合
	90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B 70%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C

別表 2

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額の物品の経費 ・ CD-ROM等の少額の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額の器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に	

		支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な情報収集を行うための旅費として、専門的な知識を有する取組主体が行う各種調査等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務（調査等）を目的として、本事業を実施する取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者（調査員等）に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者（調査員等）に支払う通勤の経費	

- 1 賃金及び専門員等の設置費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合。
 - （2）補助事業の有無にかかわらず取組主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル